



本別消防庁舎移転新築 基本構想



2024 年(令和 6 年) 7 月 本別町

目 次

01	はじめに	1
02	消防行政の現状	2
	Ⅰ 本別町の地勢	2
	Ⅱ 本別消防署の現況	3
	Ⅲ 消防力の現状	3
	Ⅳ 各種災害出動状況	5
03	現消防庁舎の現状と課題	8
	Ⅰ 庁舎について	8
	Ⅱ 課題解決の検討	12
	Ⅲ 消防庁舎移転新築の経緯	13
04	基本方針と基本的機能	14
	Ⅰ 新消防庁舎建設にあたっての基本方針	14
	Ⅱ 新消防庁舎の移転場所について	16
	Ⅲ 新消防庁舎に関する基本的機能	18
05	事業計画	24
	Ⅰ 想定建設費	24
	Ⅱ 財源について	24
	Ⅲ 整備スケジュール	25

01 はじめに

本別消防署は、昭和 46 年 4 月近隣町の足寄消防署と陸別消防署からなる池北三町消防事務組合を発足し、昭和 62 年 4 月池北三町行政事務組合の変遷を経て、平成 28 年 4 月に広大な面積を誇る十勝の広域化が図られ『とかち広域消防事務組合』が運用開始し、時代のニーズにより移り変わってきた本町の防災組織の一端を担っています。

この間、本別消防組織の人員、施設、車両、装備等の消防力の充実強化を進め、町民の安全・安心の確保に努めてきたところです。近年の消防行政を取り巻く環境は、急激に進む少子高齢化等による人口減少により、財政状況が一段と厳しさを増しているところですが、災害や救急等の出動体制を維持することは必要不可欠であり、複雑多様化する消防需用に即応するため、将来を見据えた消防力の計画的な整備が重要な課題となっています。また、忘れることのない甚大な被害をもたらした平成 23 年の東日本大震災をはじめ、近年の能登半島地震や各地の集中豪雨等、予想を遥かに超える大規模自然災害の発生が相次いでいることから、不測の事態を想定した人命保護を最優先とする危機管理対策を講じ、町民の負託に応えるため、常に消防装備の進化に対応し、計画的に消防力の充実強化を図っていくことが必要となります。

本町のその消防機能及び防災機能を担う現在の本別消防庁舎は、昭和 48 年に本別町役場との合同庁舎として建設され築 50 年が経過しています。その合同庁舎の消防部分は、消防車両の大型化や複雑多様化する災害に備えるための資機材の配備、保有数が増加し狭隘化が著しく、また 24 時間勤務を行うために必要な設備等の老朽化も進行している状況です。また、平成 22 年に耐震強度の不足から耐震化工事が施され地震に対する基準を満たしてはおりますが、国土交通省が想定する洪水浸水想定区域内に位置しており、近年各地で発生している未曾有の大雨災害に対し、消防活動の拠点施設として機能しないことが容易に想定され、町民の避難場所や防災拠点としても不十分であると判断せざるを得ない現状です。

以上の状況を勘案し、建物にあっては、地方交付税が措置される「緊急防災・減災事業債」、「防災対策事業債」等の地方債を活用し、本別消防団本団・第一分団詰所を併設した消防庁舎を整備し、平常時においては、防災に関する研修及び訓練の場として防災教育等を行い、災害時においては消防活動の拠点とするため、本別消防庁舎移転新築基本構想を策定したものです。

令和 6 年 7 月

本別町長 佐々木 基裕

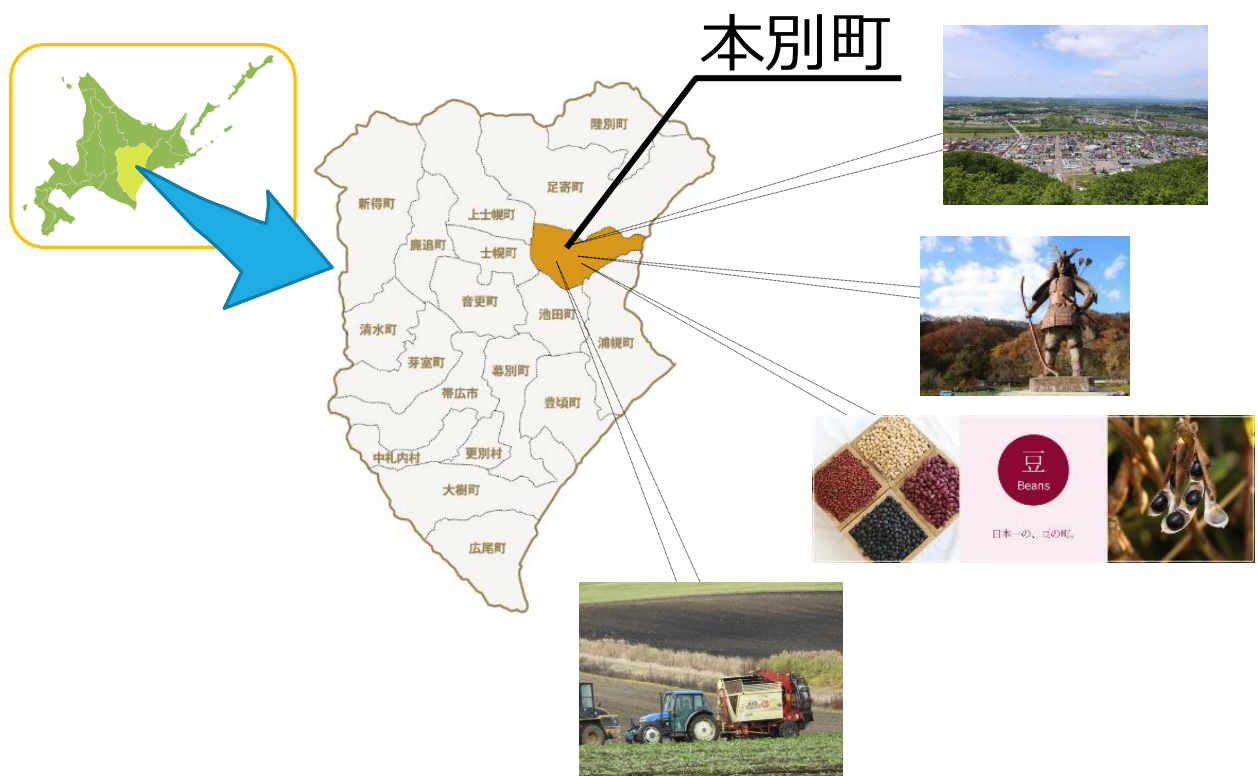
02 消防行政の現状

I 本別町の地勢

本別町は、北海道の東部、十勝総合振興局管内の北東部の内陸に位置しており、帯広、釧路、北見等の主要都市や、阿寒等の観光地に国道 242 号、274 号等でアクセスでき、平成 15 年に開通した道東自動車道では、町内に本別ジャンクション、本別インターチェンジが設置されたことにより、帯広市と北見市を結ぶ道路と、十勝平野北部を東西に結ぶ道路の交差する地点となり交通の要衝ともなっています。

地形は、町域中央を利別川が南北に貫流し、東西の丘陵から支流を集めています。町の南部、美里別川が利別川に合流する地点に盆地状の小平野が広がっており、ここに市街地が存在します。その市街地は、山々や畑地に囲まれた中で、国道 242 号を中心に形成されており、工業等の発展により、市街地は池田町方面に向けて拡大しました。また市街地内を 3 つの河川が流れており、利別川河川敷では、野球場、運動広場、パークゴルフ場等が整備されています。

面積 391.91 km²を有する人口約 6,200 人の農業を基幹産業とした町であり、気候は内陸性で厳しい冬の寒さはあるものの、積雪は比較的少なく、晴天日数が多く畑作に適した土地と言われています。



Ⅱ 本別消防署の現況

本別消防署は、本別町、足寄町及び陸別町で構成する池北三町行政事務組合から平成 28 年 4 月に十勝の消防が一つの組織となる、「とかち広域消防事務組合」が運用開始し、その広域消防の一端を担っています。本別消防署の庁舎は、十勝管内で唯一の役場合同庁舎であり、本別消防団の本団と本別市街を管轄する第 1 分団の詰所を兼ね、本別町の消防力が結集し、災害時には多くの職団員が参集する拠点となっています。

本別消防団の施設としては、この他に勇足地区を管轄する第 2 分団詰所（平成 9 年 10 月落成）、仙美里地区を管轄する第 3 分団詰所（平成 19 年 12 月落成）が配置されています。

○現庁舎概要（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	所在地	構造	地上	地下	竣工	経過年数	延面積 (㎡)
本別町役場	北 2 丁目 4 番地 1	RC	3	1	S48.9	50 年	3,631.69
本別消防署							563.41
本別消防団本団・第 1 分団(本別)							
本別消防団第 2 分団（勇足）	勇足元町 8 番地 4	S	1	-	H9.10	26 年	210.6
本別消防団第 3 分団（仙美里）	仙美里元町 42 番地 1	S	1	-	H19.12	16 年	188.73

Ⅲ 消防力の現状

目標とされる消防施設及び人員は、「消防力の整備指針」（平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号）に示されていますが、今日の厳しい地方財政の状況下では、その水準を十分に満たす体制構築は困難であることは否めません。本別町における実情と地域特性を考慮した中で計画的に消防力の充実強化を図ることが必要です。

消防力の整備指針を基準とした当署の基準消防力と現有消防力の比較及び消防職員・消防団員の定数は、次表のとおりです。

【消防力の整備指針による基準消防力と現有消防力の比較】

(令和6年4月1日現在)

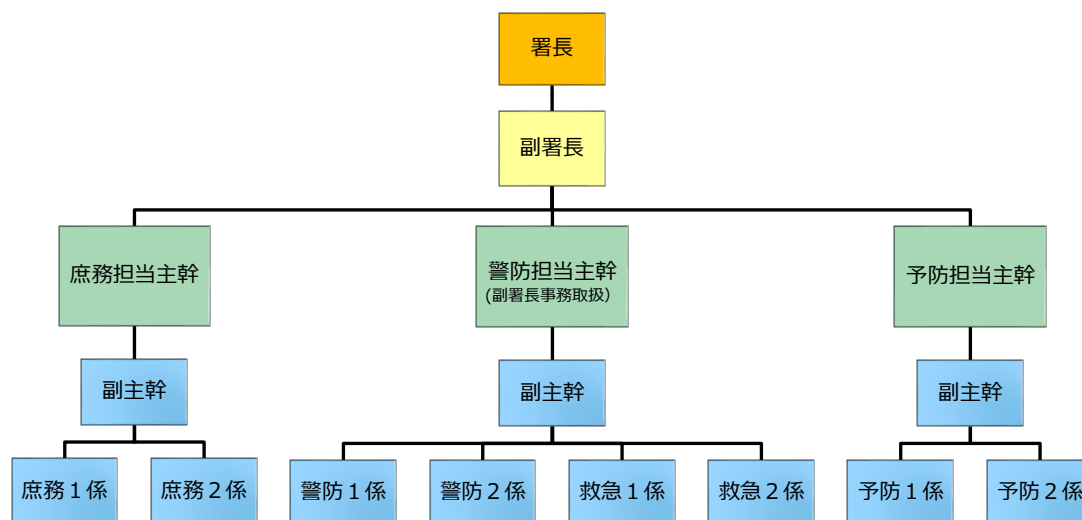
署所・消防車両		算定数	整備数	備考
署所数		1	1	
消防車両数 (署)	化学消防車	1	1	
	救急自動車	2	2	
	指揮車	1	1	
	特殊車	広報車	1	1
		水槽車	1	1
消防車両数 (団)	水槽付消防ポンプ自動車	—	2	第1分団 2台
	消防ポンプ自動車	—	2	第1分団 2台
	小型動力ポンプ付水槽車	—	2	第2分団・第3分団 各1台
	小型動力ポンプ積載車	—	2	第2分団・第3分団 各1台
	算定数	整備数	率(%)	備考
消防水利	154	102	66.2	

【本別消防署 職員数】

(令和6年4月1日現在)

	算定数	現員数	率(%)	備考
本別消防署	26	25	96.15%	

【本別消防署 組織図】



【本別消防団 団員数】

(令和6年4月1日現在)

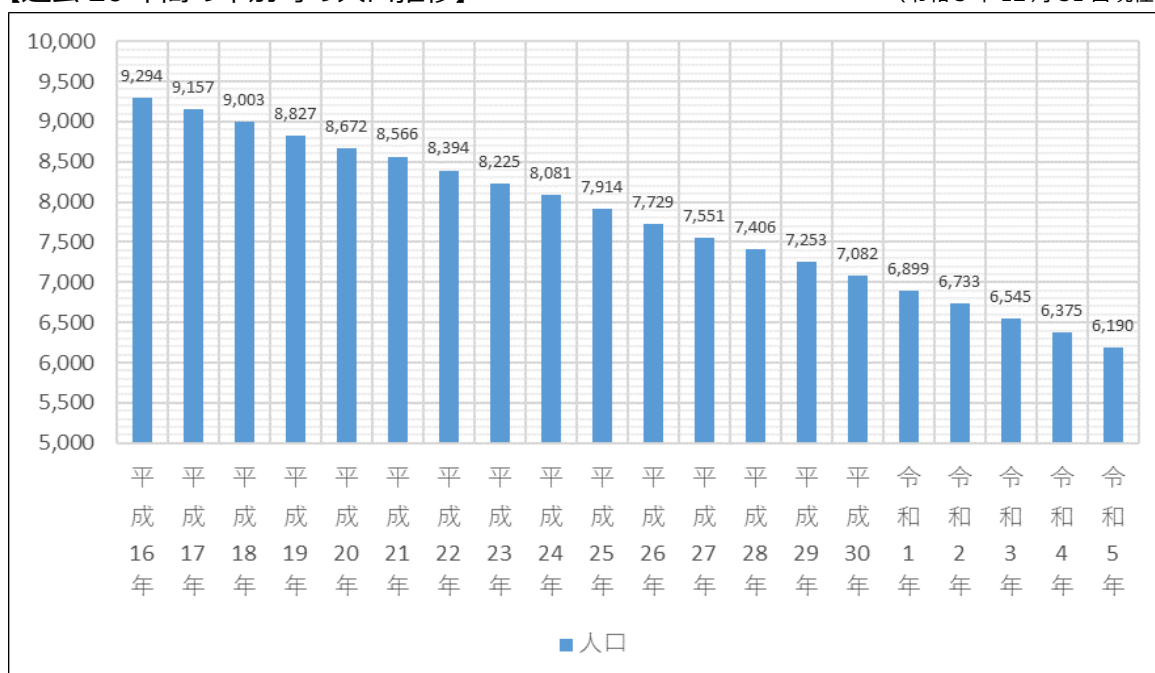
	条例定数	現員数	率(%)	備考
本別消防団	120	88	73.33%	男性 81 名 女性 7 名
本団	14	11	78.57%	
第一分団	41	33	80.49%	
第二分団	34	23	67.65%	
第三分団	31	21	67.74%	

IV 各種災害出動状況

過去 20 年間の統計から、火災出動件数については一時的に減少する年がありますが、ほぼ横ばいの状態が続き、救急出動件数についても町人口が減少するなか高齢化社会が進行し、1 日平均 1 件以上で年間 400 件以上の出動が続いていることに加え、ドクターヘリの運航に伴う消防隊の救急支援等、その他の災害出動件数も一定数発生しています。

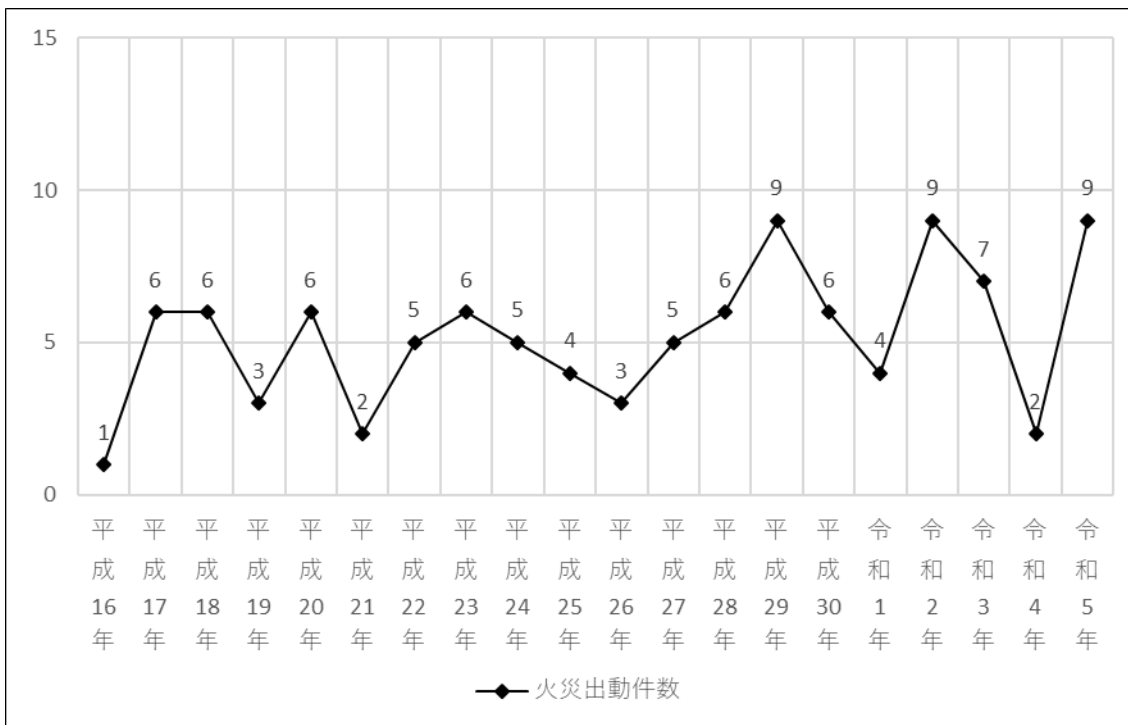
【過去 20 年間の本別町の人口推移】

(令和5年12月31日現在)



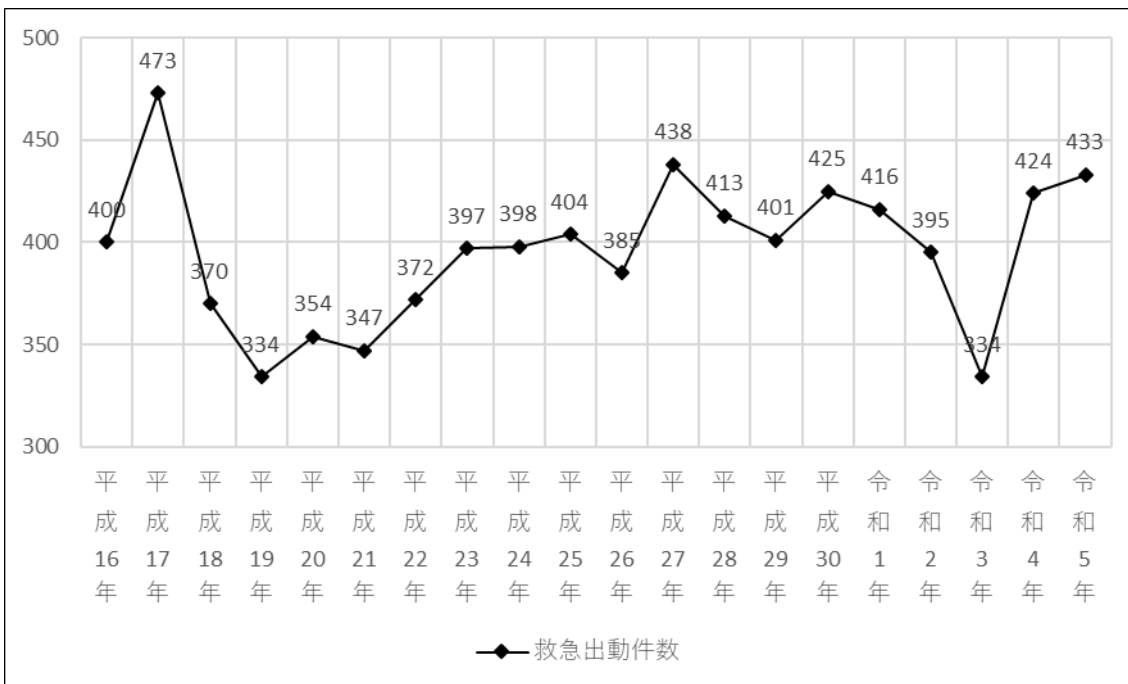
【過去 20 年間の火災出動件数】

(令和 5 年 12 月 31 日現在)



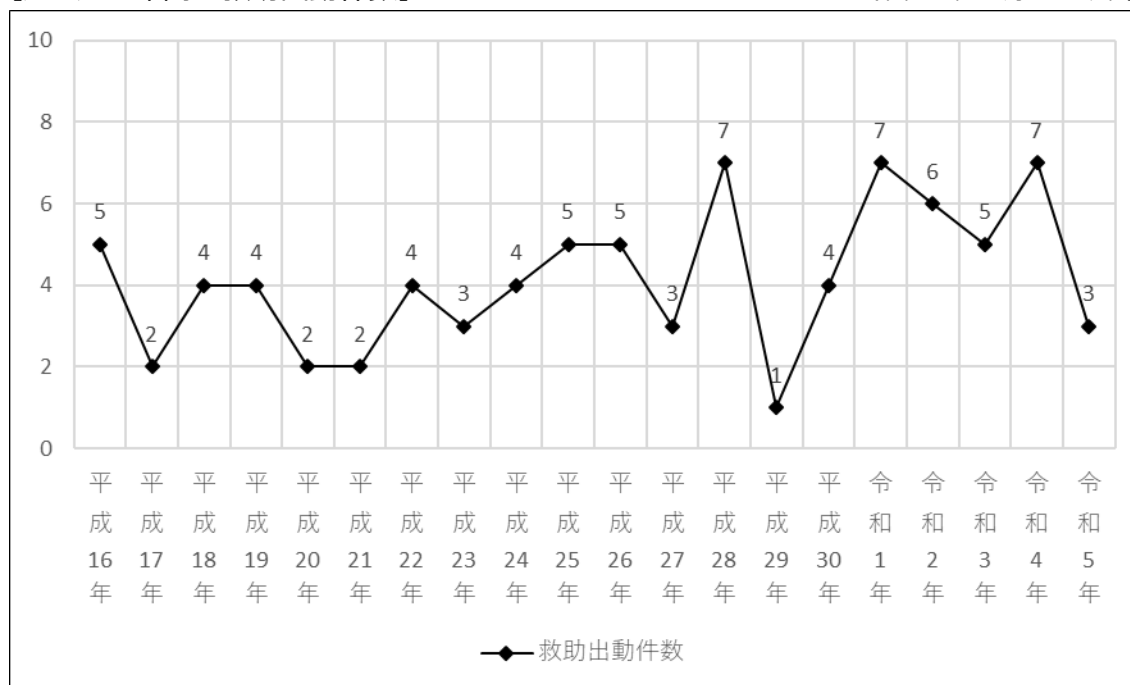
【過去 20 年間の救急出動件数】

(令和 5 年 12 月 31 日現在)



【過去 20 年間の救助出動件数】

(令和 5 年 12 月 31 日現在)



03 現消防庁舎の現状と課題

I 庁舎について

昭和 48 年 9 月に竣工した庁舎は、鉄筋コンクリート造の 3 階建てで建築後 50 年が経過し、十勝管内唯一の役場合同庁舎です。消防部分は、庁舎 1 階の東側に配置され、消防署の車庫、事務所、仮眠室等、消防職員が業務を行う機能と、消防団員の活動を行う機能を兼ねた講堂が存在しています。

現在の庁舎が位置しているのは、洪水浸水想定区域内であり、大雨による災害が発生した場合に、迅速な出動態勢を整えることが困難であり、消防及び防災機能を十分に発揮するには災害想定区域外の地域に移転新築が必要となります。また、消防車両の大型化、資機材の整備等により狭隘化の進行や、老朽化の影響による職場環境水準の低下が課題となっています。

【現在の庁舎】



庁舎北側



庁舎南側



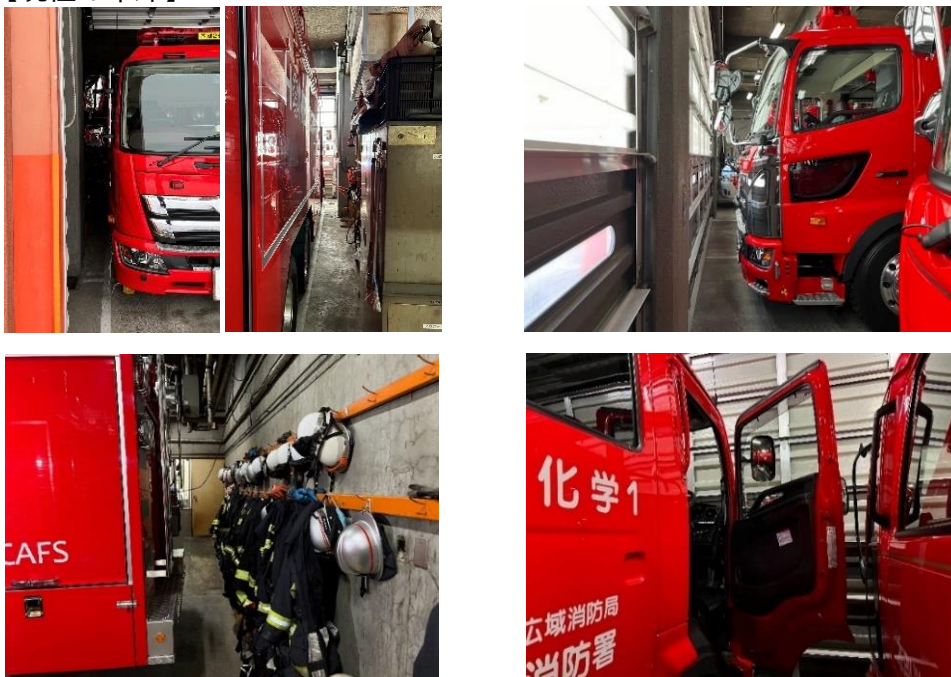
庁舎東側

庁舎内の各諸室、設備及び敷地の現状と課題は以下のとおりです。

(1) 車庫

建設当時と比較して車両の大型化が進み車両間隔が狭くなったため、乗車に際しドアを十分に開放できず、車両を更新する際にも車庫の広さに合わせた仕様としているのが現状です。特に、車両の大型化の影響は大きく、車庫内後方に配置している防火衣を着装するスペースが狭隘であり、災害出動時に職員同士の距離が近くなることで着装に時間を要するとともに職員同士が接触する等、安全管理体制が不十分な車庫となっています。

【現在の車庫】



(2) 事務室等

事務室は、狭隘のため書類は高く積み重ねられている状態であり、各種書類が書籍棚の収納量を超え、事務室内に収まりきれない書類等は、書庫がないために廊下のロッカー等に収納しています。そのため、通路や廊下が狭く職員や団員の出動動線に影響が出ています。

更衣室を兼ねた仮眠室や職員待機室、洗面室兼調理場、トイレ等の諸室は現在の職員数で使用する広さとしては狭隘で、仮眠室は老朽化により雨漏りが発生しています。詰まりや水漏れ、排水に不具合があるトイレは、修繕や改修を繰り返しています。

仮眠室は、職員の更衣室を兼ねており、個室化ではないため一つの諸室をカーテンで仕切り、個々のスペースとプライバシーの確保に努めています。その仮眠スペースは4名分であり、当直勤務者（最大7名）全員の仮眠スペースが確保できないため、待機室等の別の諸室へ分散している状況です。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により課題となった感染防止対策は、狭隘な居室であることと、カーテンによる簡易的な仕切りであるため不完全な環境にあります。

救急業務における感染防止対策においても、資器材の洗浄、消毒等の専用室が整備されておらず、救急隊員の手指等の洗浄、消毒等を行う環境が不十分なため、感染拡大リスクが高い状況にあります。

【事務室】



【トイレ】



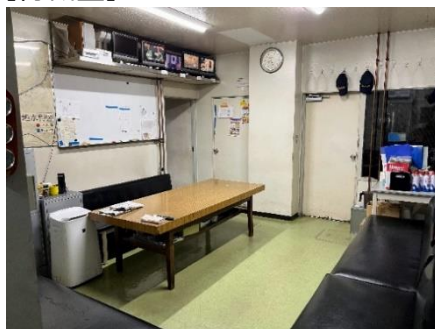
【洗面室 兼 調理場】



【廊下】



【待機室】



【仮眠室】



(3) 消防団講堂

現在は本団及び第1分団の団員が執務する専用のスペースはなく、消防団講堂が団員の更衣室と会議室を兼ねており、災害時に参集した際でも防火衣を着装する場所がありません。また、消防車両内に個人の装備品を積載していることで、各部隊の参集の状況によって、初動体制に影響を及ぼしています。平時には消防団の会議及び訓練、また自主防災組織に対する教育の場として活用できるような消防団員詰所機能を充実し、地域防災力の強化を目指した施設を整備する必要があります。

さらに、当消防団には7名の女性消防団員が在籍しておりますが、女性専用の更衣室及びトイレのスペースがなく、併設する役場の更衣室を借用し着替えを行っています。

【消防団講堂】



(4) 指令システム及びデジタル無線

現在稼働中の消防指令システム及びデジタル無線は、平成28年4月に運用を開始し、令和4年度に1回目のシステムの部分更新を実施しており、令和7年度には2回目の部分更新を予定しています。保守経費を抑制しつつ指令業務に支障をきたさないように対処していますが、故障や不具合発生時には交換部品の供給が困難になりつつあります。

(5) 訓練施設及び敷地

日常の訓練は、高度化する消防業務の技術を習得し、災害現場での安全・確実な活動につながるため必要不可欠です。

訓練は、消防職員だけではなく、消防団員の訓練も実施されますが、現在は訓練施設が存在しないため、車庫前の狭い敷地で実施可能な訓練を工夫しながら実施しています。消防団の演習訓練が可能な敷地の広さもないため、現状は、敷地外の河川敷に位置する芝生広場で、放水訓練や演習訓練を実施しています。特に、演習訓

練時は、資器材搬入や移動に時間を要し、消防車の乗り入れによる芝の損傷に配慮しながら実施するため、十分な訓練環境が確保されていない状態です。

庁舎南側には、職団員の駐車場が設けられていますが、面積が狭いことから駐車台数に制限があり、災害時に参集した全職団員の車を駐車できず、役場来庁者の駐車場に駐車しています。このことから、町民のための役場駐車場としての機能と、職団員の災害出動時の迅速性に影響を及ぼしています。

Ⅱ 課題解決の検討

これまで課題として記載した内容をまとめると次のとおりです。

- 洪水浸水想定区域内にあるため、大雨災害時に迅速な対応が困難
- 狭隘化と老朽化の進行により、出動の迅速性や安全性に影響
- 消防職員が健全な当直勤務生活を行うには、職場環境の改善が必要不可欠
- ドクターヘリの支援、救助出動等の災害出動が求められる事案が多数発生

この課題を解決するために求められる消防庁舎の構想には、次のことを検討する必要があります。

- ☆洪水浸水に影響せず、耐震性、他の自然災害の影響を受けない建物
- ☆災害の影響を受けない地域への移転新築
- ☆町災害対策本部の代替機能を備えた施設
- ☆災害時に応援機関が参集し活動できる施設
- ☆災害時に町民が避難しやすい場所や敷地面積
- ☆年齢、性別等を問わずに誰もが利用できる施設
- ☆消防職団員が様々な災害に出動しやすい環境の整備
- ☆女性活躍を推進する施設

Ⅲ 消防庁舎移転新築の経緯

日本各地で起きた災害を踏まえ、本別町防災ガイドマップの制定や国土交通省が示す災害マップの更新により、消防庁舎を含む役場庁舎が洪水浸水想定区域内であるため、本別町の防災について改めて見直しを図り、防災の一端を担う消防防災体制や環境の改善を図る必要性を議論してきました。

その中で、本別町市街地の大半が洪水浸水想定区域であり、移転場所の候補地選定に時間を要したことと、町財政が厳しい現状で活用可能な地方債である緊急防災・減災事業債の事業期限が令和7年度までという課題に対し検討を繰り返した結果、いざという時に、町民の生命・身体・財産を守れる消防防災体制の構築が必要であるという結論に至り、「本別消防庁舎移転新築」へと進むこととなりました。

04 基本方針と基本的機能

I 新消防庁舎建設にあたっての基本方針

新庁舎の建設にあたっては、24 時間体制で消防活動、人命救助等の非常時の活動、総合的な防災拠点施設としての機能、消防団活動の充実強化、平時における事務処理や各種訓練、町民に対する火災予防・防災教育等が円滑に行える施設として、基本方針を次のように設定します。

(1) 災害活動拠点としての機能を発揮できる庁舎

- ① 消防・救急等の車両や資機材の集約、災害活動に従事する消防職員の執務環境を整備し、一元的かつ効率的な管理を行うことにより、迅速な出動体制を構築する。
- ② 消防団員用の出動準備室等を整備し、長期にわたり持続可能な消防団員の拠点施設としての充実強化を図る。
- ③ 大規模災害に備え十分な耐震性を確保し、風水害、雪害等の自然災害に強く、災害活動拠点施設として、災害時に電気・水道等のインフラ機能を持続できる整備を図る。
- ④ 大規模災害が発生した場合、相互応援協定に基づく応援隊、緊急消防援助隊等の援助を受け入れるために整備された施設とする。

(2) 健全な勤務環境を整えた庁舎

- ① 消防職員のプライバシー保護を考慮した勤務環境を整備し、現場ストレスの解消と勤務意欲を高められる施設とする。
- ② 個室化や広い居室空間により、職員間の距離を保つことで、感染リスクの高い消防職員の感染拡大防止に努めることができる施設とする。
- ③ 女性消防職員及び消防団員に配慮し、男女共同参画社会に対応した施設とする。
- ④ セキュリティ対策を強化するとともに、採光や室温等の環境が整備された施設とする。

(3) 消防力と防災意識を高める庁舎

- ① 実践的な消火訓練や救助訓練が行える施設とする。
- ② 消防団演習に加え、町防災訓練や消防防災に関する諸行事が行える施設とする。
- ③ 町民や各種関係団体が初期消火、応急手当などの訓練や体験が行える施設とする。
- ④ 町民の防災意識を向上させ、特に幼児や小・中学生が防災教育を育むことのできる施設とする。

（４）SDGｓに取り組める人と環境にやさしい庁舎

- ① 施設見学が容易で、町民に開かれた親しみやすい施設とする。
- ② ユニバーサルデザイン及びバリアフリー化を採用し、災害時に避難所として老若男女を問わず誰もが利用できる施設とする。
- ③ エコマテリアル※に努めるとともに、太陽光発電等の自然エネルギーを利用し、省電力、冷暖房効率等の環境負荷の低減に配慮した施設とする。

（５）近代と未来の消防に対応する庁舎

- ① デジタル社会実現に向けた情報通信技術（ICT）の環境変化に対応できる施設とする。
- ② 業務の効率化や高度化を図るデジタルトランスフォーメーション（DX）の進化に対応可能な施設とする。

※エコマテリアルとは、Environmental Conscious Materials（環境を意識した材料）から生まれた造語で、「優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で、製造・使用・リサイクルまたは廃棄でき、しかも人に優しい材料（及び材料技術）」と定義。

Ⅱ 新消防庁舎の移転場所について

前記の消防防災の機能を有する総合的な施設を想定し、消防の機能が持続されることを前提に以下の項目で検討を行い、候補地を選定しました。

- ① 防災性・・・洪水浸水想定区域、土砂災害等の警戒区域外
- ② アクセス・・・災害発生時に職団員が集結し易い場所
災害出動時に消防車両が主要道路へ容易にアクセス可能な場所
被災者が避難し易く、複数の避難ルートを確認できる場所
誰もがわかり易い場所
- ③ 周囲環境・・・災害、救急出動時のサイレン音を考慮し、病院、福祉施設等の就寝施設の近接及び周囲が一般住宅に囲まれていない場所
出動動線的环境
無線電波の障害とならない電波環境の良好な場所
- ④ 敷地面積・・・消防庁舎のほか訓練塔、指定避難場所、ヘリ離着陸場、消防水利及び備蓄倉庫の防災施設を併設するために必要な広さ
放水訓練が可能な広さ
消防演習及び町の防災訓練が実施可能な広さ
大規模災害時に緊急消防援助隊や自衛隊等の応援隊が宿営可能な広さ
- ⑤ コスト面・・・町有地を優先的に検討
取り壊しや移設が必要な建物、施設等が存在しない敷地

移転候補地

〈町有地〉太陽の丘 旧営林署苗畑跡地 現特別養護老人ホーム

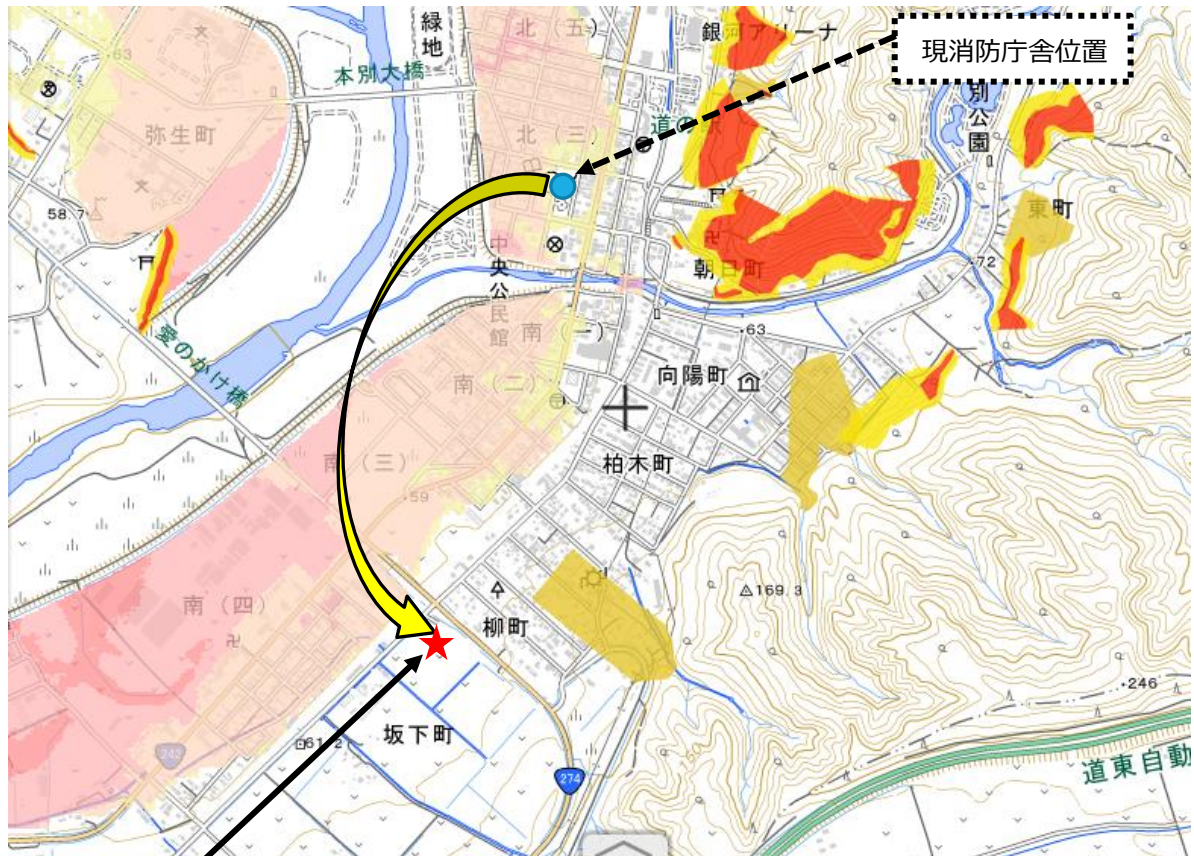
〈民有地〉錦町ソーラーパネル北隣 山手町ソーラーパネル南隣 本別コンクリート北隣

上記候補地のうち、検討項目の他、様々な要件を消防職員及び町担当部署と検討し、「本別コンクリート北隣」が最適地であるという結果に至りました。

最適地した具体的な選定理由は、以下のとおりです。

- i 洪水、浸水、土砂崩れ等の災害の影響を受けない災害指定区域外である
- ii 災害時に職団員が集結し易い
- iii 主要道路にアクセスが容易である
- iv 周囲に就寝施設が無く、一般住宅が少ない地域である
- v 消防及び防災機能を果たす敷地面積を有している
- vi 避難施設となるため、避難ルートが複数ある

○防災マップと消防庁舎の移転予定地



〔参考〕重ねるハザードマップ（国土地理院）



新消防庁舎移転予定地

住 所	本別町坂下町 2-1、2-6
区域区分	都市計画区域内 (区域区分非設定)
用途地域	指定なし
防火地域	制限区域 法 22 条区域
敷地面積	25,609 m ²
用地種別	農地
特 徴	国道 274 号に接しており、 町内の主要国道である国道 242 号へのアクセスが容易 である。 周囲に一般住宅が少ない。

Ⅲ 新消防庁舎に関する基本的機能

消防庁舎は消防行政の中核として、災害時における活動拠点機能を有し、安全で耐久性が高く、情報化に対応する災害に強い消防庁舎として、町民の安心・安全に寄与する施設づくりを目指します。

（１）敷地内の必要な施設等

- ① 庁舎
- ② 訓練塔・屋外訓練場
- ③ 指定避難施設
- ④ 指定避難場所（防災広場）
- ⑤ 耐震性貯水槽
- ⑥ ヘリ離着陸場
- ⑦ 防災資機材備蓄倉庫

（２）土地利用

- ① 緊急車両の道路への出入口は、迅速に出動できる動線を確保する。
- ② 緊急車両の安全な出動を確保する。
- ③ 訓練時の水の飛散や煙、音等の周辺環境への配慮を行う。

（３）建築計画

- ① 平面・動線計画
 - ア 各部門、諸室の特性を把握し、機能性を重視した平面計画とする。
 - イ 緊急時の出動動線や、消防活動後の衛生面（汚れの持込等）を考慮したゾーニング、動線計画とする。
 - ウ 階段及び廊下は、明快で利用しやすい位置構成とする。
 - エ 執務スペース（事務室、書庫）と待機スペース（食堂、仮眠室、浴室）は完全分離とし、動きやすい動線とする。
 - オ 来庁者の玄関と職員出入口、および来庁者の動線と職員の動線を区別する。
 - カ 庁舎全体をバリアフリー構造とする。

② 断面計画

各部門、諸室の特性を把握し、適切な階高設定・階層構成とする。

③ 構造計画

ア 公共建築物構造計画の用途係数区分：1.5

イ 構造体の耐震に関する性能については、消防署の災害時における救援機能の保持が必要なため、「官庁施設の総合耐震計画基準」より、以下のとおりとする。

構造体の耐震安全性能：I 類
建築非構造部材の耐震安全機能の分類：A 類
建築設備の耐震安全性の分類：甲類

ウ 各種機器に荷重を考慮した構造計画とする。また、訓練塔においては、放水による重量・機材の衝突等による耐衝撃性を考慮する。

(4) 施設内機能計画

各部門において、庁舎内諸室や敷地内施設の機能を次のとおり示します。

① 一般事項

ア 出動動線となる諸室にドアを設ける場合は、外開きまたはスライド型式とし、開閉時に、内外部が確認できるよう計画する。

イ 出動隊諸室においては、迅速な行動がとれるよう配慮し、出動時の来庁者との接触衝突事故防止に配慮する。

ウ 出動隊諸室及び指令端末装置の配置は、迅速な出動が可能となる動線に配慮する。

エ 机のレイアウトは、来庁者になるべく背を向けないように配慮する。

オ 直射日光等による執務への影響に配慮した計画とする。

カ 各机への電源、LAN、電話設備対応を行う。

キ 廊下、階段等は、出動時の職員の動線に配慮した効率的かつ、余裕のある計画とする。

② 新消防庁舎に必要な機能と規模

ア 庁舎

迅速な消防活動を行うため、消防車両の出動に際して、来庁者の車両と交錯しない動線を確保するとともに、庁舎内においても、出動する消防隊員と来庁者の動線を分離します。また、隊員が素早く出動態勢を取れるように事務所、仮眠室等の配置に留意し、出動準備室や資器材置場等の附帯施設を適切な位置に設けます。また、大規模災害等の非常時においては、消防体制の維持に電気供給の確保が必要不可欠であるため、72 時間以上稼働できる非常用電源設備を設けます。

イ 車庫

車庫は、消防署及び消防団が保有する消防車両を収容できるものとし、化学車、水槽車等の大型車両の出動に支障がないように道路までの動線を確保します。車庫内は、出動時の乗車に支障がないよう、適正な間隔を取り、出動準備室等の出入口の位置や機能を出動しやすいように考慮します。

救急隊員の感染症対策として、救急車が駐車するスペースと消毒・洗浄室は、直接出入りが可能となるように隣接し、感染症の拡大防止を図るために救急隊員の手指や資器材等の洗浄、消毒を効果的に実施する設備を設けます。

車庫内で、消防車が採水可能な消火栓等の施設を設け、厳寒期における洗車、採水等の水を使用した作業に対し凍結防止対策を講じます。

ウ 広域受援の対応

地震等の大規模災害が発生した場合、相互応援協定に基づく応援隊、緊急消防援助隊等の援助受入・宿営が可能な広さを有する敷地、災害対策室等を整備します。

エ 教育・訓練機能

消防、救急、救助等の訓練施設については、屋内及び屋外に整備し、訓練施設相互の共用を図るとともに、訓練施設周辺は駐車場としても活用し、敷地の効率的な運用を図ります。また、自主防災組織、幼年・少年消防クラブ、民間事業所等への防火防災意識の高揚を図るための機能を整備します。

i) 消防訓練

消防職員及び消防団員が実践的な放水訓練が実施可能で、防水及び排水が考慮された屋内及び屋外の訓練施設を整備します。また、屋内外問わず、各種消防資機材の取扱訓練が実施できるスペースを確保します。

ii) 救急訓練

救急隊員の知識や技術の向上を目的とした訓練のみならず、大規模災害等の発生時における救急隊、救助隊、消防隊及び関係団体との合同訓練が行える訓練場所と施設を整備し、連携強化を図ります。また、消防職員、消防団員の訓練や研修にとどまらず、町民等を対象に、救命講習、出前講座、防火管理講習会、図上訓練等、各種講習会を行うことができる機能（可動式間仕切り壁、スクリーン、放送設備、ネット環境等）を有する施設とします。

iii) 救助訓練

はしごの架梯、屋内進入、検索訓練等、各種救助訓練が行える訓練施設を整備し、複雑多様化する災害に対する能力の強化を図ります。

iv) 体験型訓練

各種研修や体験学習等において、消火器や屋内消火栓等を用いた初期消火訓練、煙の中での避難訓練等が行える体験型訓練施設を整備します。

v) 展示コーナー

消防防災関係の啓発品、広報用資器材、防災資料等の展示と、火災予防 PR 横断幕等の掲揚スペースを設け、町民等の消防防災意識の向上を図ります。

また、来庁者に本町の消防歴史を身近に感じてもらうために、半鐘、纏、手押しポンプ等の実際に使用していた懐かしい消防用具を展示します。

③ 新消防庁舎に付加する防災機能と規模

ア 指定避難施設

庁舎の有効利用策として、災害発生時など町民が避難を要する場合は、庁舎の一部を一時避難施設として使用し、この場合の収容可能人員は、50 人程度とします。使用するスペースは、事務室や出動準備室など災害発生時に使用する諸室は避け、かつ、一時避難所として避難者がアクセスし易く、平穩に過ごすことができる諸室の広さとします。また、災害用の食料 5,600 食分および飲料水を備蓄する災害用非常食庫を設け、凍結することのないよう暖房設備を整備します。

イ 指定避難場所

災害（特に地震による災害）発生時には、屋内で過ごすことに不安を感じる方がいることを想定し、その場合は庁舎に隣接する屋外スペースを避難場所として開放します。そのため、庁舎には屋外からでも利用できるトイレや、簡易的な炊事場等の設置を検討します。

ウ 防災資機材備蓄倉庫

本別町は利別川によって東西に隔たれており、大規模災害時には市街地において東西をつなぐ3つの橋梁が通行不能になることも想定し、消防庁舎を東の備蓄拠点として位置づけ、庁舎に防災備蓄倉庫を併設することとします。

防災備蓄倉庫には、発電機、段ボールベッド、簡易トイレなどの備蓄品を保管し、災害発生時には必要に応じて本倉庫から各避難施設に備蓄品を運搬しやすくするため、トラックヤードを設けます。

④ 各諸室等の構成

区 分	諸 室
庁舎内	《消防署》職員用出入口、車庫、屋内ホース乾燥室、洗浄・消毒室、救急資器材庫、工作工具室、油庫、ホース収納庫、職員出動準備室、事務室、書庫、町民相談室、署長室（兼 応接室）、備品庫、無線室、食堂・厨房 兼 待機室、玄関ホール、仮眠室、女性専用室、洗面室兼脱衣室、シャワー室、洗濯乾燥室、管理職用更衣室、トレーニング室、会議室（災害対策本部室）、倉庫、収納、物入 《消防団》団員用出入口、本団・第一分団待機室、団員出動準備室、講堂（兼 会議室・講習室・研修室・町民の避難所）、女性団員用更衣室、消防団資器材保管庫 《防災機能》 災害用非常食庫
その他	廃棄物保管庫、除雪物品庫、電気室、機械室、階段室、廊下等スペース、男女トイレ、バリアフリースイレ
附属建物等	訓練塔、タイヤ保管庫、訓練スペース、車両転回スペース、来客用駐車場、職団員用駐車場、耐震性貯水槽、ヘリ離着陸場、非常用発電設備、防災資機材備蓄倉庫

※ 車庫配置予定車両

車 名	長さ×幅×高さ (cm)	総重量 (kg)	備 考
本別化学 1	840×249×249	16,000	
本別水槽 1	907×249×308	21,675	
本別救急 1	560×189×249	3,185	
本別救急 2	560×189×263	3,250	
本別指揮 1	476×188×203	2,475	
本別広報 1	466×169×182	1,825	
本 別 1 号	715×235×283	11,410	
本 別 2 号	715×235×285	11,840	
本 別 3 号	622×231×276	6,220	
本 別 4 号	558×188×288	5,200	
連 絡 車	乗用車		※配備予定車

05 事業計画

I 想定建設費

庁舎規模については、「消防力の整備指針」及び近年建設された他消防庁舎事例の状況を踏まえながら構成施設・庁舎等の規模について検討した結果、おおむね 2,700 m²の規模を想定します。

新庁舎の建設に当たり、建設費は重要な課題となりますが、新庁舎は防災拠点としての機能性や効率性を重視するとともに、今後ますます多様化する消防需要に対応できる機能を備えることを検討すると同時に、健全な財政運営の観点から建設費のほか、ランニングコストの抑制に努め、将来への負担を可能な限り最小にすることも検討していかねばなりません。

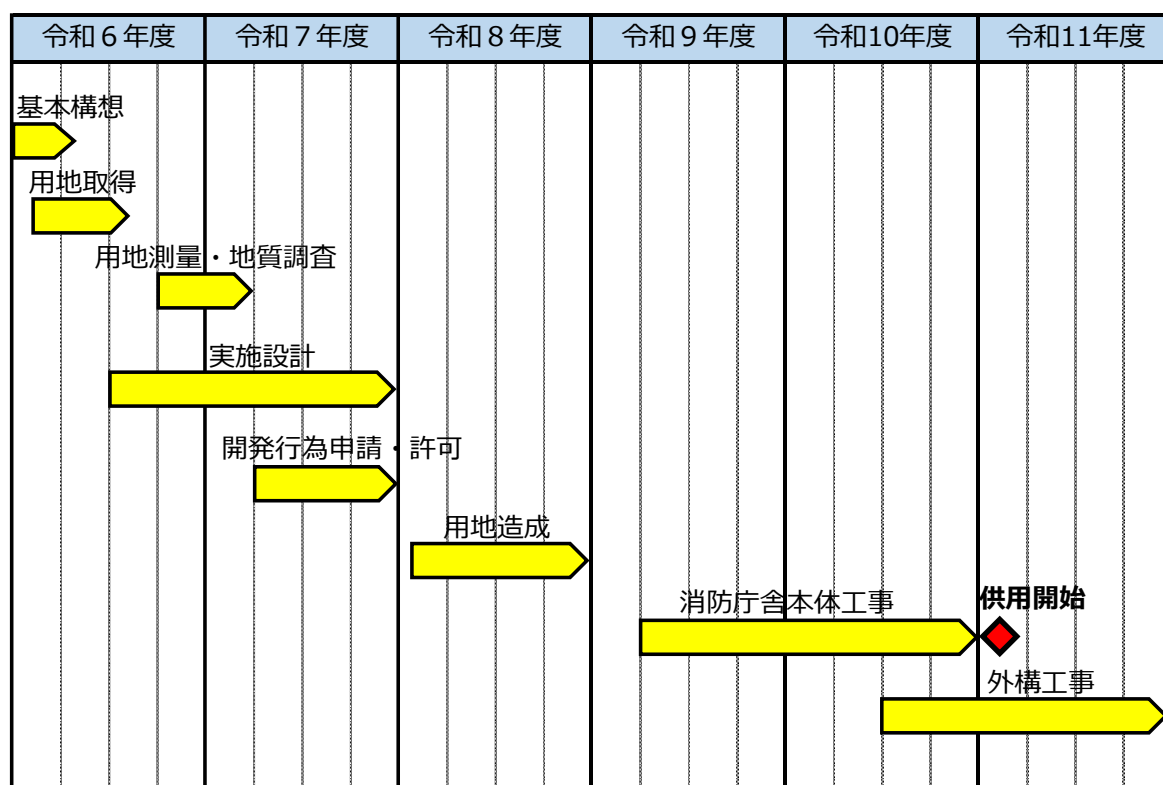
想定建設費の算定に当たっては、施設の構造や導入する機能によって異なること、また、近年は建設費や人件費等が高騰している状況にあることから、1 m²当たり 930 千円と想定し、この単価に新庁舎の建設規模の想定面積 2,700 m²を乗じると、建設費は概ね 25 億円として見込まれます。

II 財源について

新庁舎の建設費の財源については、交付税措置のある「緊急防災・減災事業債」を最大限活用できるよう、町財政担当との連携を密にし、省エネルギーや新エネルギー設備の導入による補助金の活用等、より有利な財源の活用について情報収集を行い、負担軽減に努めます。

Ⅲ 整備スケジュール

令和 11 年度の供用開始を目指し、令和 6 年度に基本構想を策定し、用地取得、測量、地質調査、令和 7 年度に実施設計を完了させ、開発行為申請を実施し、令和 8 年度は地盤整備と土地養生を行い、消防庁舎本体の建設工事は令和 9 年度から 2 年程度を想定しています。



2024年(令和6年)7月
本別町総務課
(本別消防署)
〒089-3334
中川郡本別町北2丁目4番地1
☎ 0156-22-2007